

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

分任契約担当官
自衛隊札幌病院
会計課長 村中真人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

- Aグループ：便潜血測定装置 接続役務
- Bグループ：血液ガス分析装置 接続役務
- Cグループ：グリコヘモグロビン／グルコース分析装置 接続役務
- Dグループ：血糖分析装置（尿糖・体液測定）

(2) 規格等

品目等内訳書のとおり

(3) 納期

令和6年3月29日（金）

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

「入札及び契約心得」及び「契約条項」については、自衛隊札幌病院総務部会計課契約班に掲示する。細部は、第7項（2）の契約条項を適用する。

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない。

入札日時場所：令和6年2月27日（火）9時00分
自衛隊札幌病院1Fカンファレンスルーム

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：グループ別総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

イ 予算決算及び会計令第71条に該当しない者であること。

ウ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

エ 別紙「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しない者であること。

(2) 適用する契約条項等

駐屯地標準契約書「役務請負契約条項」、談合等の不正行為に関する特約条項及び暴力団排除に関する特約条項

(3) 保証金等に関する事項

ア 入札保証金

免除。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。

イ 契約保証金

免除。ただし、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

(4) 入札の無効

ア 第1号で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 入札開始時刻に遅れた者による入札

ウ 入札に関する条項に違反した入札

エ 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札

オ 電報・電話・FAXによる入札

カ 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10（軽減税率対象品目については100分の8）に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札書は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 落札決定方式

グループ毎の総額が当課所定の予定価格の範囲内の最低入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

(7) 契約書の作成

落札者は、落札決定後遅滞なく駐屯地用標準契約書の様式により契約書を作成する。

(8) その他

ア 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。

イ 入札に参加する場合は、令和4・5・6年度の資格審査結果通知書（写）を提出すること。なお、すでに会計課に提出されている場合は、省略することができる。

ウ 入札に参加する者は入札書に次の文面を記載するものとする。

「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、上記公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札いたします。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」

エ 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。

オ 郵便による入札は、自衛隊札幌病院総務部会計課契約班（担当：高橋）に入札書送付の旨を必ず電話連絡し、2重の封筒それぞれに、次の文面を記載し封印するとともに、内封筒に入札書を入れ、内封筒以外に第7項第8号イの資格審査結果通知書（写）を同封し、簡易書留にて令和6年2月26日（月）17時00分までに担当者に到着したものを有効とする。

「令和6年2月27日（火）入札グループ名 入札書在中」

カ 郵便入札を含む入札において、再度入札を行う場合は、官側が指定する日時において実施するものとする。ただし、初度の入札に参加した者のみ有効とする。

キ 入札会場への入室は、入札時間の15分前から可能とする。

ク 入札に関する問い合わせ先

自衛隊札幌病院 総務部 会計課 契約班（担当：高橋）

TEL：011-581-3101（内線：4243）

ケ 仕様書に関する問い合わせ先

自衛隊札幌病院 衛生資材部 衛生資材課 整備班（担当：福本）

TEL：011-581-3101（内線：4426）

(9) 公告掲示場所及び期間

ア 掲示場所

(7) 自衛隊札幌病院総務部会計課、札幌駐屯地北部方面会計隊、真駒内駐屯地第325会計隊、島松駐屯地北海道補給処調達会計部、札幌商工会議所

(イ) 自衛隊札幌病院ホームページ <https://www.mod.go.jp/g sdf/nae/hosp/>

イ 掲示期間

令和6年2月15日（木）～令和6年2月27日（火）

装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

- 1 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前項により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2項の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合
 - 次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
 - ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
 - イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - (2) 人的関係がある場合
 - 次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。
 - ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
 - ウ (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

陸上自衛隊仕様書			
物品番号	仕様書番号		
便潜血測定装置 接続役務	札幌病衛 5-71		
	防衛大臣承認	令和 年 月 日	
	作成	令和 6年 1月 17日	
	変更	令和 年 月 日	
作成部隊等名			自衛隊札幌病院 衛生資材部

1 総則

1.1 適応範囲

この仕様書は、自衛隊札幌病院において使用する便潜血測定装置と当院保有する臨床検査情報システムとの接続役務について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001AAの1.2.2及びGLT-CG-Z500002Qの1.2.10によるものとし「官側担当官」とは、本役務を担当する監督官又は検査官をいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001AA 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書
GLT-CG-Z500002Q 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

b) 法令等

薬機法「薬事法の名称変更（平成26年11月25日）」第2条第4項
薬機法第40条の2（薬食機発第0331004号）
医療法「平成4年法律第89号（平成4年7月1日）改正」
医療法第15条の2（業務の委託）
医療法施行令（第4条の6台5号）
医療法施行令規則第9条の7

2 接続に関する要求

2.1 接続場所

北海道札幌市南区真駒内17番地 自衛隊札幌病院 研究検査課
原則として上記において接続することとする。

2.2 接続内容

接続内容は調達要領指定書により指定する。

2.3 接続作業

接続作業の細部は、調達要領指定書により指定する。

3 品質保証

3.1 監督・検査

監督及び検査は、GLT-CG-Z500002Qの3.2による。

4 その他の指示

その他の指示は調達要領指定書により指定する。

又、本仕様書に記載なき事項及び疑義を生じた場合は、官側の指示によるものとする。

調達要領指定書	発 簡 番 号										
	調 達 要 求 番 号	3MTF1AM0083									
	調 達 要 求 年 月 日	令和 6年 1月30日									
	作 成 部 課	衛生資材部衛生資材課									
	作 成 年 月 日	令和 6年 1月30日									
品 名	便潜血測定装置 接続役務										
仕様書番号	札幌病衛 5-71										
指定事項：											
2 接続に関する要求											
2.2 接続内容											
<p>「便潜血測定装置」と当院保有する臨床検査情報システムと接続し、データのやりとりができるようにすること。</p> <p>また、便潜血測定装置の器材情報は以下の通りである。</p>											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>製品名</th> <th>規格・型式</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">大家電子</td> </tr> <tr> <td>ヘモテクト</td> <td>NS-Prime</td> <td>1台</td> </tr> </tbody> </table>			製品名	規格・型式	数量	大家電子			ヘモテクト	NS-Prime	1台
製品名	規格・型式	数量									
大家電子											
ヘモテクト	NS-Prime	1台									
2.3 接続作業											
<p>調整は入念に行い、本装置の性能を十分発揮するものとする。</p> <p>また、本装置の接続に関しては専門の技術を持った技術者が行うこと。</p>											

陸上自衛隊仕様書			
物品番号			仕様書番号
血液ガス分析装置 接続役務	札幌病衛 5-72		
	防衛大臣承認	令和	年 月 日
	作成	令和 6年	1月17日
	変更	令和	年 月 日
	作成部隊等名	自衛隊札幌病院 衛生資材部	

1 総則

1.1 適応範囲

この仕様書は、自衛隊札幌病院において使用する血液ガス分析装置と当院保有する臨床検査情報システムとの接続役務について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001AAの1.2.2及びGLT-CG-Z500002Qの1.2.10によるものとし「官側担当官」とは、本役務を担当する監督官又は検査官をいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001AA 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書
 GLT-CG-Z500002Q 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

b) 法令等

薬機法「薬事法の名称変更（平成26年11月25日）」第2条第4項
 薬機法第40条の2（薬食機発第0331004号）
 医療法「平成4年法律第89号（平成4年7月1日）改正」
 医療法第15条の2（業務の委託）
 医療法施行令（第4条の6台5号）
 医療法施行令規則第9条の7

2 接続に関する要求

2.1 接続場所

北海道札幌市南区真駒内17番地 自衛隊札幌病院 研究検査課・手術室
 原則として上記において接続することとする。

2.2 接続内容

接続内容は調達要領指定書により指定する。

2.3 接続作業

接続作業の細部は、調達要領指定書により指定する。

2.4 部品・副資材等

部品・副資材は、調達要領指定書により指定する。

3 品質保証

3.1 監督・検査

監督及び検査は、GLT-CG-Z500002Fの3.2による。

4 その他の指示

その他の指示は調達要領指定書により指定する。

又、本仕様書に記載なき事項及び疑義を生じた場合は、官側の指示によるものとする。

調達要領指定書	発 簡 番 号											
	調 達 要 求 番 号	3MTF1AM0084										
	調 達 要 求 年 月 日	令和 6年 1月30日										
	作 成 部 課	衛生資材部衛生資材課										
	作 成 年 月 日	令和 6年 1月30日										
品 名	血液ガス分析装置 接続役務											
仕様書番号	札幌病衛 5-72											
指定事項：												
2 接続に関する要求												
2.2 接続内容												
<p>RAPID Commを設置・接続し、「血液ガス分析装置」と当院保有する臨床検査情報システムおよび電子カルテシステムと接続すること。また、データのやりとりができるようにすること。血液ガス分析装置の器材情報は以下の通りである。</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>製品名</th> <th>規格・型式</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">シーメンスヘルスケア・ダイアグノティクス</td> </tr> <tr> <td>血液ガス分析装置</td> <td>ラピッドポイント500e</td> <td>2台</td> </tr> </tbody> </table>				製品名	規格・型式	数量	シーメンスヘルスケア・ダイアグノティクス			血液ガス分析装置	ラピッドポイント500e	2台
製品名	規格・型式	数量										
シーメンスヘルスケア・ダイアグノティクス												
血液ガス分析装置	ラピッドポイント500e	2台										
2.3 接続作業												
<p>調整は入念に行い、本装置の性能を十分発揮するものとする。 また、本装置の接続に関しては専門の技術を持った技術者が行うこと。</p>												
2.4 部品・副資材等												
	品名	規格	数量									
1	RAPID Comm富士通サーバー：PRIMERGY TX1320 M5タワーベースユニット（3.5インチ）		1									
2	RAPID Comm富士通UPS：高機能無停電装置（Smart-UPS SMT 750J）		1									
3	RAPID Commソフト：MS SQL Server		1									
4	RAPID Comm V6.0 血液ガスシステム	11065139	1									
5	RAPID Comm V6.0 コアライセンス	11065134	1									
6	POC ITケアブラシ	11065447	1									

陸上自衛隊仕様書			
物品番号			仕様書番号
グリコヘモグロビン／グルコース分 析装置 接続役務	札幌病衛 5-73		
	防衛大臣承認	令和	年 月 日
	作成	令和 6年	1月17日
	変更	令和	年 月 日
	作成部隊等名	自衛隊札幌病院 衛生資材部	

1 総則

1.1 適応範囲

この仕様書は、自衛隊札幌病院において使用するグリコヘモグロビン／グルコース分析装置と当院保有する臨床検査情報システムとの接続役務について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001AAの1.2.2及びGLT-CG-Z500002Qの1.2.10によるものとし「官側担当官」とは、本役務を担当する監督官又は検査官をいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001AA 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書
GLT-CG-Z500002Q 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

b) 法令等

薬機法「薬事法の名称変更（平成26年11月25日）」第2条第4項
薬機法第40条の2（薬食機発第0331004号）
医療法「平成4年法律第89号（平成4年7月1日）改正」
医療法第15条の2（業務の委託）
医療法施行令（第4条の6台5号）
医療法施行令規則第9条の7

2 接続に関する要求

2.1 接続場所

北海道札幌市南区真駒内17番地 自衛隊札幌病院 研究検査課
原則として上記において接続することとする。

2.2 接続内容

接続内容は調達要領指定書により指定する。

2.3 接続作業

接続作業の細部は、調達要領指定書により指定する。

3 品質保証

3.1 監督・検査

監督及び検査は、GLT-CG-Z500002Fの3.2による。

4 その他の指示

その他の指示は調達要領指定書により指定する。

又、本仕様書に記載なき事項及び疑義を生じた場合は、官側の指示によるものとする。

調達要領指定書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	3MTF1AM0085
	調 達 要 求 年 月 日	令和 6年 1月30日
	作 成 部 課	衛生資材部衛生資材課
	作 成 年 月 日	令和 6年 1月30日

品 名 グリコヘモグロビン/グルコース分析装置 接続役務

仕様書番号 札幌病衛 5-73

指定事項：

2 接続に関する要求

2.2 接続内容

「グリコヘモグロビン/グルコース分析装置」と当院保有する臨床検査情報システムと接続し、データのやりとりができるようにすること。

また、グリコヘモグロビン/グルコース分析装置の器材情報は以下の通りである。

製品名	規格・型式	数量
アークレイファクトリー		
グリコヘモグロビン分析装置	アダムハイブリッドAH-8290	1台

2.3 接続作業

調整は入念に行い、本装置の性能を十分発揮するものとする。

また、本装置の接続に関しては専門の技術を持った技術者が行うこと。

陸上自衛隊仕様書			
物品番号	仕様書番号		
血糖分析装置（尿糖・体液測定） 接続役務	札幌病衛 5-79		
	防衛大臣承認	令和 年 月 日	
	作成	令和 6年 1月 26日	
	変更	令和 年 月 日	
	作成部隊等名	自衛隊札幌病院 衛生資材部	

1 総則

1.1 適応範囲

この仕様書は、自衛隊札幌病院において使用する血糖分析装置（尿糖・体液測定）と当院保有する臨床検査情報システムとの接続役務について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001AAの1.2.2及びGLT-CG-Z500002Qの1.2.10によるものとし「官側担当官」とは、本役務を担当する監督官又は検査官をいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001AA 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書
GLT-CG-Z500002Q 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

b) 法令等

薬機法「薬事法の名称変更（平成26年11月25日）」第2条第4項
薬機法第40条の2（薬食機発第0331004号）
医療法「平成4年法律第89号（平成4年7月1日）改正」
医療法第15条の2（業務の委託）
医療法施行令（第4条の6台5号）
医療法施行令規則第9条の7

2 接続に関する要求

2.1 接続場所

北海道札幌市南区真駒内17番地 自衛隊札幌病院 研究検査課
原則として上記において接続することとする。

2.2 接続内容

接続内容は調達要領指定書により指定する。

2.3 接続作業

接続作業の細部は、調達要領指定書により指定する。

3 品質保証

3.1 監督・検査

監督及び検査は、GLT-CG-Z500002Fの3.2による。

4 その他の指示

その他の指示は調達要領指定書により指定する。

又、本仕様書に記載なき事項及び疑義を生じた場合は、官側の指示によるものとする。

調達要領指定書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	3MTF1AM0088
	調 達 要 求 年 月 日	令和 6年 2月 1日
	作 成 部 課	衛生資材部衛生資材課
	作 成 年 月 日	令和 6年 2月 1日

品 名 血糖分析装置（尿糖・体液測定） 接続役務

仕様書番号 札幌病衛 5-79

指定事項：

2 接続に関する要求

2.2 接続内容

「血糖分析装置（尿糖・体液測定）」と当院保有する臨床検査情報システムと接続し、データのやりとりができるようにすること。

また、血糖分析装置（尿糖・体液測定）の器材情報は以下の通りである。

製品名	規格・型式	数量
A&T		
全自動糖分析装置	GA06	1台

2.3 接続作業

調整は入念に行い、本装置の性能を十分発揮するものとする。

また、本装置の接続に関しては専門の技術を持った技術者が行うこと。